第８章　　災　害　復　旧　計　画

第１節　災害原因調査

特別防災区域に係る災害が発生した場合の災害原因調査については、関係行政機関の調査によるほか、特に必要がある場合には、防災本部に防災関係機関及び学識経験者をもって構成する災害調査部会を設置し、調査するものとする。

第２節　改善計画

災害調査部会が設置された場合における当該災害発生事業所に対する改善指示については、関係行政機関は相互に密接な連絡を保ちながら、同部会の調査結果及び諮問内容を勘案し、所管法令に基づき適切な改善指示を行うものとする。

また、事業再開に際しては、同部会の安全性の確認を得た後、使用停止命令の解除等の行政措置をとるものとする。

第３節　公共施設の災害復旧計画

特別防災区域に係る災害により被害を受けた公共施設の管理者は、速やかに応急復旧を実施するとともに、各種法令の規定により災害復旧計画を策定し、工事を短期間に完了するよう努めるものとする。

なお、災害復旧に当たっては、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を行う等、施設の向上を配慮するものとする。

施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	（昭和２６年法律第　９７号）
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	（昭和２５年法律第１６９号）
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	（昭和２８年法律第２４７号）
道路法	（昭和２７年法律第１８０号）
河川法	（昭和３９年法律第１６７号）
砂防法	（明治３０年法律第　２９号）
森林法	（昭和２６年法律第２４９号）
海岸法	（昭和３１年法律第１０１号）
港湾法	（昭和２５年法律第２１８号）
漁港漁場整備法	（昭和２５年法律第１３７号）
公営住宅法	（昭和２６年法律第１９３号）
生活保護法	（昭和２５年法律第１４４号）
児童福祉法	（昭和２２年法律第１６４号）
老人福祉法	（昭和３８年法律第１３３号）
身体障害者福祉法	（昭和２４年法律第２８３号）
知的障害者福祉法	（昭和３５年法律第　３７号）
売春防止法	（昭和３１年法律第１１８号）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	（平成１０年法律第１１４号）
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	（昭和３７年法律第１５０号）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	（昭和４５年法律第１３６号）